

令和8年度バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業 公募要領

令和8年6月
環境省地球環境局

環境省では、我が国の2050年ネット・ゼロ実現に向けて、環境への適切な配慮や地域との共生を大前提に、再生可能エネルギーの導入拡大を進めています。特に、屋根や自社の敷地内等に設置され、その発電された電力を自家消費する自家消費型太陽光発電については、自社の排出量削減に加えて、レジリエンスの強化や系統負荷の低減等にも資するものであり、導入促進に向け様々な施策を展開しています。

令和8年度から、自家消費型太陽光発電の最大限導入に向け、導入に際して有する事業上の課題を解消し、導入拡大に貢献する新たな導入形態の創出に向けたモデル構築事業を実施することとしています。

令和8年度の実施者を本公募要領により募集します。応募に当たっては、熟読していただくようお願いします。本公募要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目次

1. 本事業の目的
2. モデル事業の内容
3. 応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

1. 本事業の目的

自家消費型太陽光発電^{*}の導入に際しては、自己保有に加えて、初期費用をかけずに太陽光発電の導入及び電力/環境価値の供給を実現するPPA（Power Purchase Agreement）モデルが存在します。初期コストの捻出が難しい企業にとって有効な取組となりうる一方で、導入する企業には、一定の事業規模や信用力が求められる場合が多く、PPAモデルを活用する際の課題となっています。

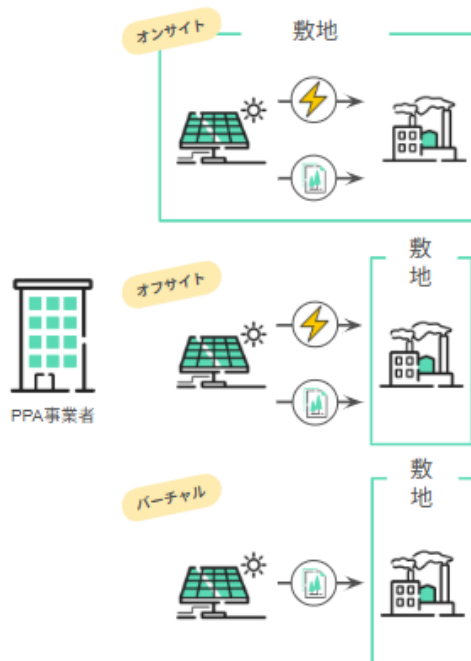
当該課題の解消に向けては、自社における排出量（Scope1, 2）削減に加え、自社事業の活動に関連するバリューチェーン（以下「VC」という。）上の他社の排出量（Scope3）削減を進めていく潮流にあることを踏まえ、VC上の企業間で連携してPPAモデルを活用していくことが有効であると示唆されています。

このため本事業は、自社のVC上の企業を多数束ね、PPA事業者とともに一括でPPAモデルを事業化することで規模の課題を解消するとともに、代表企業によるエンゲージメントをより深め、脱炭素投資として資金拠出（例：余剰電力の購入等）すること等により与信面の課題の解消につなげる導入モデルの構築を進めることを目的としています。

※自家消費のみの形態を指すものではなく、自家消費を行いつつ、発生する余剰を系統を介して融通する形態等を含む

従来のPPAモデル

長期契約を前提として初期費用をかけずに太陽光発電設備の設置および電力・環境価値の供給を実現する事業モデル



中小企業における課題

PPA事業者側が初期投資リスクを負う&太陽光発電設備の工事が伴う観点から、供給先が中小企業の場合、以下課題が顕在化

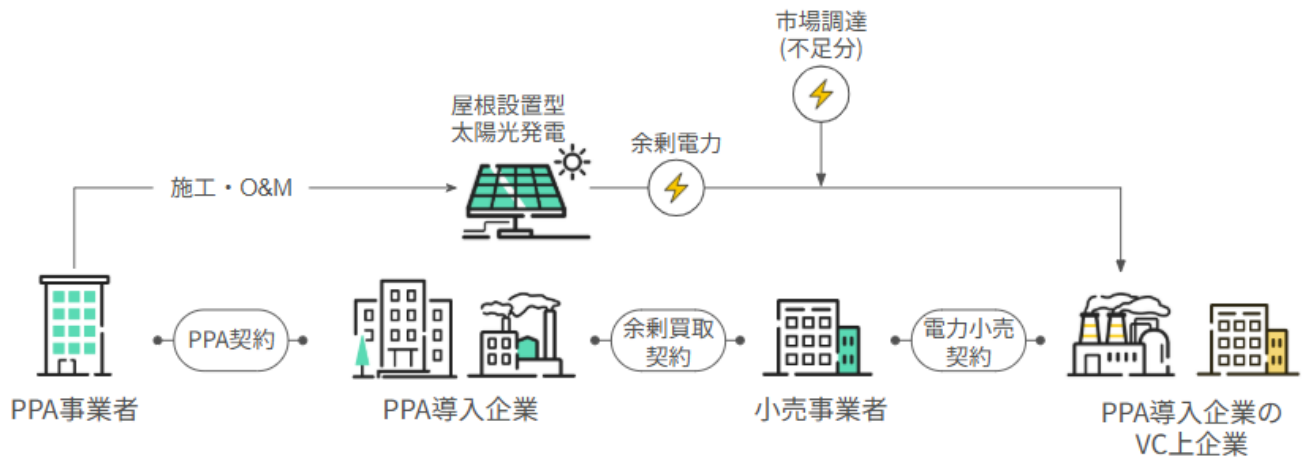
- 長期契約（通常10~20年）に当たっての与信不足によりPPAが検討俎上に載らない
- オンサイトPPAにおける太陽光パネル敷設規模が小さく、PPA事業者側の工事単価が高止まりする傾向
- オフサイトPPAにおいて需要量が小さく、供給先不十分により実現性が低下する

2. モデル事業の内容

(1) 事業概要

VC上の代表企業がPPA事業者と協働し、その取引先企業群の協力を得て以下に示すような新たな導入モデルの構築に向けた調査及び計画策定等を実施します。具体的には、下表に示す実施項目を想定しています。

○想定する導入モデルのイメージ



○想定する実施事項

実施事項	業務概要
取引先企業の再エネ化詳細評価	<ul style="list-style-type: none"> 取引先企業に対する再エネ化窓口設置 協力取引先企業の選定 (アンケート調査、事業説明会等) 電力データ等必要情報の収集、ヒアリング 現地調査 導入案の検討/意向確認 <p style="text-align: right;">等</p>
代表企業のエンゲージメント内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ化詳細評価を踏まえた、エンゲージメント方法等 (余剰電力の活用等)の検討
事業計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 上記を踏まえた、導入モデルに関する事業計画の策定

(2) 予算について

モデル事業は、環境省からの委託事業として実施し、1事業当たりの予算上限額は1.2億円(税込)とします。

(3) 事業実施期間について

原則として各モデル事業の実施期間は、採択後から令和8年度内とします。

3. 応募要件及び実施体制

(1) 応募要件

本モデル事業に応募できる者は、以下に示す応募要件を満たす検討グループとし、検討グループを代表する1者（代表実施者）が申請者となります。

ア 検討グループの代表及び構築するモデルの監修者※を必ず選定すること。なお、代表と監修者が同一の者であってもかまわない。

イ 検討グループの構成メンバー全員が本モデル事業の応募条件に同意していること。

ウ 検討グループには、自社のVC上の取引先を取りまとめる企業を含むこと。

エ 検討グループには、PPA事業者等の発電事業者を含むこと。

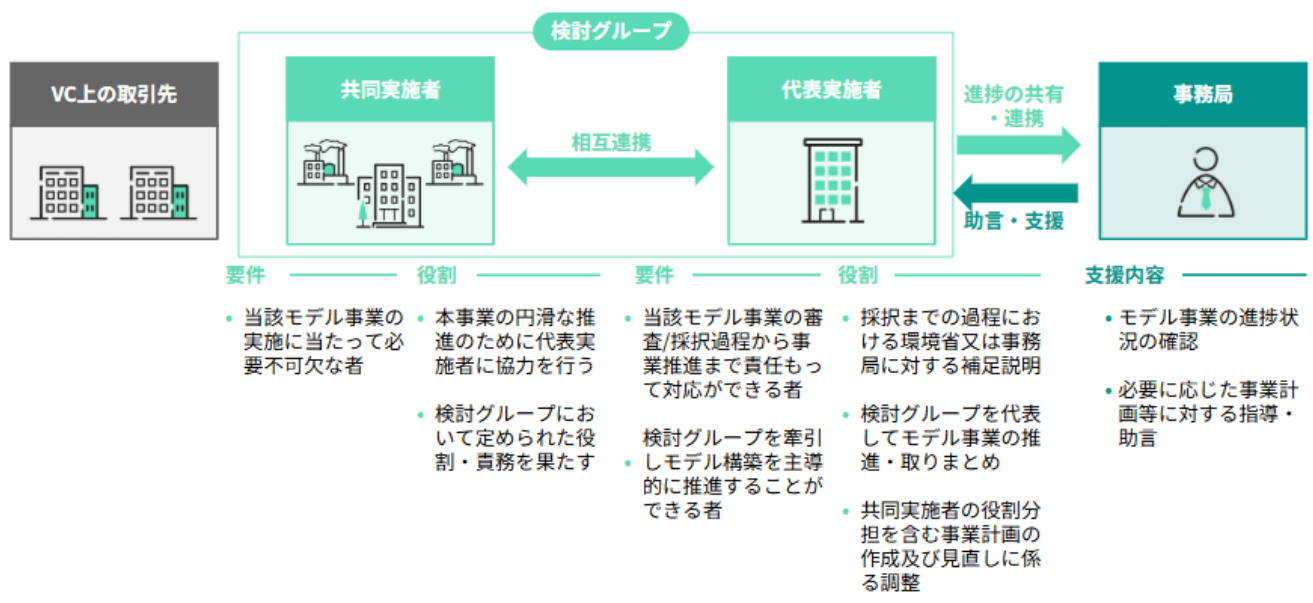
※ 監修者は、検討グループを牽引しモデル構築を主導的に推進する者をいう。

(2) モデル事業の実施体制

モデル事業は、複数の企業による共同実施を想定しています。ただし、共同実施者については、当該事業の実施に当たって必要不可欠な者に限るものとします。

本事業全体の円滑な推進にあたり、事業全体の管理を実施する事務局を設置します。令和8年度の事務局は、環境省から委託を受けたe-dash株式会社が担います。事務局は、それぞれのモデル事業の管理の観点から、モデル事業の進捗状況の確認、必要に応じた事業計画等に対する指導・助言を行います。このため、モデル事業の実施に当たっては、モデル事業に関する情報を事務局と逐次共有するなど連携を図る必要があります。

○実施体制のイメージ



(3) 実施体制の変更について

モデル事業の実施体制（代表実施者及び共同実施者）は、原則途中で変更（追加・削除含む）することはできません。人事異動等のやむを得ない事情等により実施体制の変更が必要となった場合には、事前に環境省の承認を得る必要があります。

(4) 代表実施者の役割

代表実施者は、モデル事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。代表実施者は、事業が採択された後、円滑な事業の推進と目標達成のために、実施体制を代表して事業の取りまとめを行うとともに、共同実施者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進捗管理を行っていただきます。

4. 公募から採択の流れ

(1) 審査について

書類の不備がなく受理した応募事業については、「3. 応募要件及び実施体制」に記載の応募要件を満たしているかの確認を行った後、委員会による審査を行います。なお、採択までの過程で、代表実施者（申請者）に対して、環境省又は事務局から提案内容の補足説明等を電話やメール等によりお願いする場合があります。

審査は、下表に示す観点について、各項目10点満点で評価します。

項目	確認事項
① 政策的意義	<ul style="list-style-type: none">「地球温暖化対策計画^(※1)」及び「第7次エネルギー基本計画^(※2)」に掲げる政策目的（再エネの最大限導入、VCの脱炭素化等）に貢献する提案となっているか。
② 提案モデルの妥当性	<ul style="list-style-type: none">屋根設置等の自家消費型太陽光発電[*]の導入拡大を進めるに当たっての課題（主に信用力の観点）解消に資する提案となっているか。 ※自家消費のみの形態を指すものではなく、自家消費を行いつつ発生する余剰を系統を介して融通する形態等を含む。以下同じ。取引先企業を最大限巻き込むための有効な提案となっているか。本事業終了後に、事業計画に沿って導入につなげていくビジョンが適切に設定されているか。
③ 目標設定、達成可能性	<ul style="list-style-type: none">事業目標が具体的、定量的に設定され、妥当かつ十分なものとなっているか。また、その達成が見込まれる提案となっているか。提案モデルの推進に当たって想定される諸リスクに対しバックアッププランが検討されているか。
④ 実施体制	<ul style="list-style-type: none">事業実施体制が、事業内容や目標等に対して妥当なものとなっているか。

	<ul style="list-style-type: none"> 自社の VC 上の取引先を取りまとめる役割を担う企業が、Scope 3 排出量削減に向けた実施方針を示しているか。また、当該方針に基づく実施状況や課題分析が有効なものとなっているか。 提案モデルの実効性向上に資する事業者（金融機関・電力小売事業者等）が検討グループに含まれているか。
⑤導入モデルの展開性	<ul style="list-style-type: none"> 導入モデルを新たな事業として展開していくビジョンが適切に設定されているか。 導入モデルの展開が一部業界・事業者に限定されることなく、水平展開が見込まれるモデルとなっているか。

※1 <https://www.env.go.jp/content/000291669.pdf>

※2 https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf

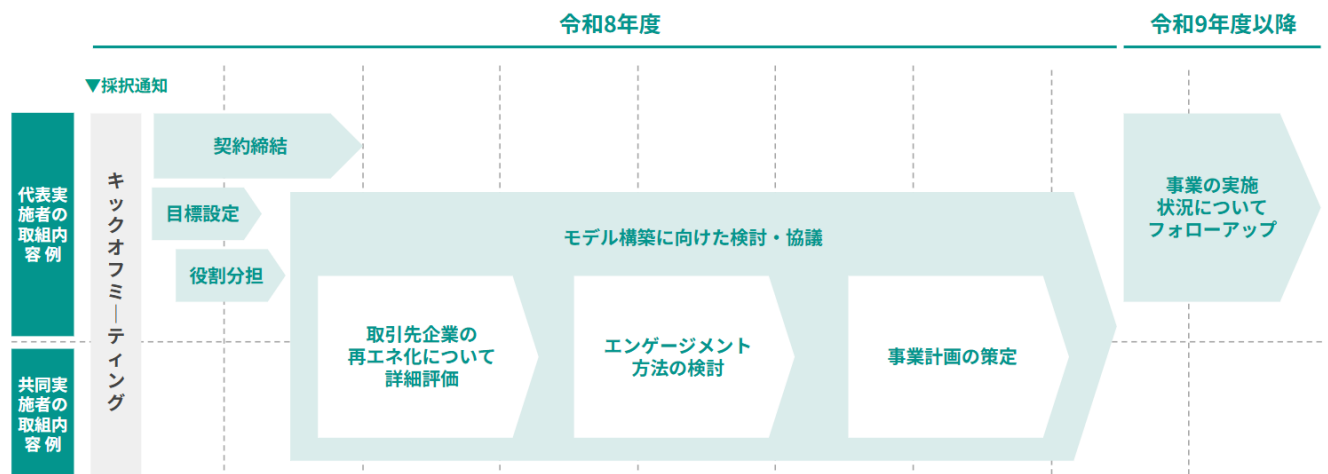
(2) 採択事業の決定について

令和8年度は、2件程度のモデル事業の採択を予定しております。モデル事業の採否及び委託額の決定は、委員会による審査を元に行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合や、応募内容も一部変更される場合があります。なお、不採択の理由等に関する問い合わせについては回答できかねますのでご了承ください。

(3) 採択後のスケジュールについて

モデル事業実施に当たってのスケジュール例は、以下の通りです。

○採択後のスケジュールの例



5. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、契約の解除、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(2) 事業経費の適正な管理について

代表実施者及び共同実施者（以下、「事業実施者」という。）等の責任において経費の管理が適正に行われるよう、事業実施者等は事業経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。また、これについて、代表実施者は各共同実施者等に周知する必要があります。

公的な事業経費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該事業実施者等では本事業を実施できないことがあります。

事業実施者等は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により環境省が指定する場合は、委託費の支払い方法の変更や経費の縮減等の措置、事業実施体制の見直し等に従う必要があります。また、環境省による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

(3) 事業の中止等の措置

代表実施者は、天災地変その他やむを得ない事由によりモデル事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。事業者都合による中止の場合、委託費の全額又は一部の減額や返還となる場合があります。

(4) 予算の繰越について

次の事由に該当するやむを得ない事情により、モデル事業が当該年度内に完了しない場合には、歳出予算の繰越制度を利用して、翌年度に履行期限を延長できる場合があります。予定された履行期限までに事業が完了しないことが明らかになった場合には、速やかに環境省と協議するようにしてください。

① 計画に関する諸条件

調査対象施設の管理者等との現地調査等に係る調整に時間がかかるなど、計画の策定までに時間を要することがあり、モデル事業全体が遅延する場合

② 設計に関する諸条件

現地調査結果等を踏まえた導入計画を決定するため、設計段階において、当初想定しない新たな条件等を再検討するといった不測の事態が発生する場合

(5) 事業内容の発表等について

本事業では、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。このため、事業

期間中又は終了後に、本事業の実施内容や結果等について環境省自らが発表する場合や環境省が開催する会議等で事業者に発表いただく場合があります。

(6) 事業終了後のフォローアップ調査等への協力について

モデル事業終了以降、本事業において作成した事業計画に基づき取組が進められているか把握するためのフォローアップ調査（書面及びヒアリングを想定）を実施します。御了解いただけない場合には応募できません。

なおこの際、環境省との委託業務契約期間は終了しているため、これらに要する費用を本事業の経費として支出することはできません。

(7) モデル事業における委託事業の性質について

モデル事業における委託事業は、計画に基づき、取引先企業の巻き込み・再エネ化詳細評価・事業計画策定等を実施し、知見を得た成果を環境省に御報告いただき、その対価として環境省が委託費を支払う契約行為であり、環境省の求めに応じて、本事業の目的に合致する業務を環境省の代わりに実施するものです。このため、採択時の提案内容及び審査における指摘事項に基づいて作成された委託業務仕様書に従って業務を実施する必要がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(8) 暴力団排除に関する誓約について

本事業への応募者（代表実施者、共同実施者、協力者その他事業の実施体制に含まれるすべての者）は、応募書類の提出をもって、別に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約するものとしします。

(9) 委託事業費として計上できる経費について

モデル事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、以下のとおりです。

<委託事業の経費の区分>

直接費	人件費	人件費	委託業務に直接従事する者（業務従事者）の人件費。以下、①～②をいう。 ① 業務従事者の給与であって、有給休暇、法定福利費、諸手当（通勤手当、扶養手当、勤務地手当、退職手当（環境省業務に専従する者に限る。））、賞与等を含む。 ② 他機関からの出向者の給与
-----	-----	-----	--

業 務 費	諸 謝 金	<p>委託業務を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。</p> <p>①委託業務で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金</p> <p>②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金</p> <p>③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等）</p> <p>④その他委託業務の実施に必要な謝金</p>	
	旅 費	国 内	委託業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当等。
		外 国	委託業務に直接必要な海外出張に係る交通費、宿泊費、日当、旅行雑費（査証手数料・予防注射料・出入国税・ESTA手数料等）等。
		委 員 等	委託業務で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
	会 議 費	委託業務に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う飲料費。	
	消 耗 品費	<p>委託業務に直接必要な物品の購入費で、以下①～④に該当するもの。</p> <p>①取得価格 20 万円未満の物品</p> <p>②取得価格 20 万円以上であって比較的長期（概ね2年）の反復使用に耐えない物品（例：試薬・実験用材料等）</p> <p>③比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品（例：実験用材料（ガラス製）等）</p> <p>④2年を限度としてその用を成さなくなる物品（例：定期的に更新される地図データや衛星写真等）</p>	
	借 料 及 び 損料	<p>業務に直接必要な機械器具等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催に当たって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など。</p> <p>※受託者の事務所の家賃や共用部等、委託業務のみに使用していると認められない経費については計上できない。</p>	
	賃金	業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。	

	通 信 運 搬 費	事業の実施に直接必要な物品の運搬費、郵便料、データの送受信等。
	印刷 製 本 費	委託業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
	雑 役 務 費	委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。 ※ 1 件当たりの金額が予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲（役務の場合は200万円）内のものを雑役務費とし、範囲を超える場合は外注費として計上すること。
	外 注 費	委託業務に直接必要な経費のうち、受託者（共同実施者を含む。）が直接行うことが出来ない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。 原則として、直接費（人件費＋業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超える額を外注費として計上することはできない。
	共同実施費	委託業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）の事業実施に必要な経費。計上できる経費の詳細は代表事業者と同一。
間 接 費	一 般 管 理 費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。 （受託者の内部規定等で定める率、合理的な方法により算出したと認められる率、または環境省が定める率を直接経費より外注費・共同実施費を除いた額に乗じて得た金額以下）
	消費税	上記計の10%

※委託事業において、原則備品費の計上は認めておりません。

※原則、原状回復のための費用を計上すること。

※原則、技術開発・実証終了後に開発した設備・機器等を自治体等に譲渡することは認めておりません。

※委託業務以外の業務にも使用することができる汎用品（例：ノートPC、ソフトウェア等）は、当該業務のみで使用することが明らかでない場合は計上できません。

※振込手数料については、各経費の区分に含めることとし、上記に示す算出方法により難しい場合及び上記の費目以外の経費で、委託業務に直接必要と認められる経費について、環境省担当官と協議の上、計上を認める場合があります。

※このほか、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」（令和8年3月24日環境省大臣官房会計課）
<https://www.env.go.jp/content/000387544.pdf>等によります。

6. 応募書類及び手続

応募に当たっては、申請書に必要事項を記載し、提出期限までに下記提出先へ電子メールにて提出してください。なお、提出された申請書は本モデル事業の採択に関する審査及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

受付期間：令和8年6月9日（火）～令和8年7月8日（水）

提出先：R8VC@e-dash.io

7. その他

公募全般に対する問合せは、電子メールでお願いします。電子メールの件名（題名）は「環境省バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業に関する問合せ」としていただきますようお願いいたします。

また、公募全般に関する事務的な問合せではない、個別具体的な応募内容に関する問合せや相談については、原則お答えできません。

<本応募に関する事務的な問合せ先 事務局>

住所：〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目8番18号赤坂JEBL6階

E-mail：R8VC@e-dash.io

TEL：03 - 4405 - 6320